

板橋区とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱

(令和6年8月19日区長決定)

(令和7年9月12日区長決定) 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、とうきょう すくわくプログラム推進事業実施要綱（令和6年3月29日付5子企企第676号。以下「都要綱」という。）に基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が選択するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する保育所等を支援することにより、幼児教育・保育の充実を図ることを目的とする。

(実施施設)

第2条 本事業の対象施設は、板橋区内に所在する認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）、認可保育所、認証保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設（「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を有する施設に限る。居宅訪問型保育事業を除く）等（以下「保育所等」という。）とする。

(対象児童)

第3条 本事業の対象者は、保育所等に通う小学校就学前子ども（以下「乳幼児」という。）とする。

(対象事業)

第4条 本事業は、次の各号に掲げるところにより行う。

(1) 都要綱に定めるとうきょう すくわくプログラムに基づき、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を一定程度継続的（月を単位として複数月）に実践する。この場合において、探究活動の実践に当たっては、次の内容を実施する。

ア 保育所等の各施設の環境や強みを活かしながら、乳幼児の興味・関心に応じたテーマを設定する。

イ テーマに関する乳幼児の興味・関心を探るため、問い掛けやアプローチなどを行う。

ウ 乳幼児の興味・関心を広げたり深めたりできるような素材や道具を準備し、環境を構成する。

エ グループ単位での活動等により、乳幼児同士の対話、関わりを促す。

オ 活動中の乳幼児の言葉、表情、ジェスチャー等の表現に着目し、メモ・写真・映像等で記録する。

- カ 乳幼児一人ひとりが主体的に活動できるよう配慮した声掛け等を行う。
 - キ 記録をもとに、乳幼児の関心や発見、表現を振り返る。
 - ク 保育所等の保育者同士や保護者等に、探究活動の内容を共有する。
 - ケ 次の探究活動の更なる充実に向け、新たな問いや環境の構成を考える。
- (2) 東京都が実施する研修会等に参加する。
- (3) 活動報告書を作成し、園のホームページ等で公表する。

(留意事項)

- 第5条 本事業の実施に当たっては、保育所等の各施設において、運営に支障がないよう職員配置や設備基準について十分に留意すること。
- 2 本事業の実施に当たっては、保育所等における指針や要領（保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領）に沿った取組を行うこと。
- 3 保育所等の各施設は、プログラムの趣旨・内容について保護者に対し、十分な説明・情報提供を行い、保護者の理解を得るよう努めること。
- 4 事業実施中における子供の事故等が発生しないように万全を期すこと。
- 5 本事業を実施する施設の職員は、事業遂行上知り得た個人情報については、当該業務以外に用いてはならない。

(補助金の交付)

- 第6条 区長は、この要綱に基づく事業に関して、別に定める要綱により予算の範囲内において、補助金を支出することができる。

(委任)

- 第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

付 則

この一部改正は、令和7年9月12日から施行し、令和7年4月1日から適用する。